

# ファインバブル技術産業活用研究会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、ファインバブル技術産業活用研究会（以下「本会」という。）と称する。

## (設立目的)

第2条 本会は、当地域の中小企業に向けた講演会やセミナー等の開催を通じてファインバブル技術に関する情報を共有し、同技術の普及の促進及び研究機関等との産学行政連携による新製品・新技術の創出を図ることで、当地域の産業振興に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 普及啓発に関すること。
- (2) 調査研究に関すること。
- (3) 共同研究開発に関すること。
- (4) 技術相談に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

## (管理運営)

第4条 本会の事務局は、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「公社」）に置く。

## (会 員)

第5条 本会の会員は、本規約に賛同し、別紙1「ファインバブル技術産業活用研究会入会申込書」により、申込みを行った者をもって構成し、退会は、原則として別紙2「ファインバブル技術産業活用研究会退会届出書」により退会する。

## (会 長)

第6条 本会に公社理事長が指名する会長1名を置くものとする。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

## (本会の運営)

第7条 会長は、必要に応じて、本会の運営に必要な者をアドバイザーとして置くことができる。

## (活動期間)

第8条 本会の活動は年度単位とし、各年度の終わりに次年度における活動の継続及び内容について必要に応じて見直しを行う。

## (部会の設置)

第9条 本会には、必要に応じて部会を設置する。

## (経費の支弁)

第10条 本会の管理運営に関する必要経費については、公社が支弁する。

- 2 前項にかかわらず、会員が本会に出席するため必要となる交通費および交流会費等については、原則として会員が自ら負担する。

(実施規定)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

1 本規約は、令和2年2月1日から施行する。